

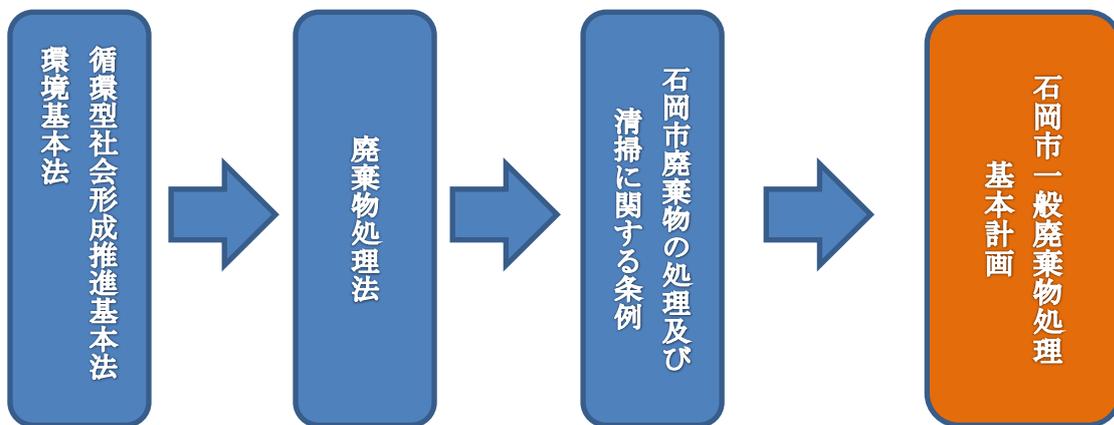
一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的な一般廃棄物処理を図るための基本方針となるもので、ごみ排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

法的根拠としては、廃棄物処理法第6条第1項の規定となります。

「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する計画を定めなければならない。」

また、計画の策定に当たっては、国、茨城県の上位計画を踏まえたものとします。



一般廃棄物処理基本計画の見直しについて

平成26年3月に、石岡市では計画を策定しておりますが、計画については、国の指針により概ね5年程度で改定することが示されています。また、ごみ処理広域化に伴い、石岡地区と八郷地区の分別等のしくみの統一を図ることが必要で、これまで各地区に分けて計画を策定していたものを、石岡市として1つに集約した計画の策定を行う必要があります。

石岡市廃棄物減量等推進審議会の役割

石岡市廃棄物減量等推進審議会条例第2条において、「審議会は、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量等に関する必要な調査及び審議を行い、意見を取りまとめて市長に答申する。」と役割があります。

前回の第1回審議会の際に、市長より「石岡市一般廃棄物処理基本計画の策定について」の諮問受けており、本計画について、審議会で審議内容を取り纏め、答申を行います。